

卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業要件は、理学療法学科が定める所定の全授業科目を所定の年次にすべて合格し、卒業試験の結果を以て卒業判定会議において決定される。

以下学則

(卒業試験)

第18条 第4学年において、学則第18条に従い、卒業試験をあらかじめ定められた予定に従い複数回実施する。

- 2 卒業試験は基本的に国家試験の形式に準じて実施する。
- 3 試験規定は定期試験における諸規定に準拠する。
- 4 成績は出席日数等を含め卒業判定会議で総合的に評価され、最終回の試験結果のみでは判断しない。

(卒業・修了の認定)

第26条 進級判定会議、実習派遣判定会議、卒業判定会議及び(臨時)教職員会議は学院長が召集し、学則及びこの細則により判定を行う。

- 4 卒業判定会議は第4学年の学年度末に行う。